

5. 保護制度の基本的考え方

(1) 特別の保護制度 (EU 型の保護制度, sui generis) と商標制度による保護

地理的表示を保護する方法については、2の(3)の1)で述べたとおり、大きく特別の(sui generis)保護制度によるものと商標制度の活用によるものがある。

特別の保護制度は、地理的表示を商標とは別の知的財産として保護するために設けられた特別の保護制度である。内容は各国により多少の差があるため、代表的な EU の制度で考えると、一定の品質等の特徴があり、その特性と産品の原産地が結びついている場合に、その原産地を特定する表示を地理的表示として定義し、登録によって、その地理的表示を保護する仕組みとしている。この登録の際の審査及び基準との適合性の確保措置等を通じて、地理的表示を付して販売される産品が、一定の品質等を持った産品であることを確保する仕組みとなっている。商標制度と異なり、特定の者に独占権を与えるのではなく、基準に適合する物については名称使用ができる仕組みとしている。また、行政が、監視等によって、地理的表示が保護されることを確保するため、積極的な役割を果たしている。

一方、商標制度の活用によるものは、証明商標や団体商標の形で地名を含む商標の登録を認める場合(米国等)や、地理的表示に関する定義を特別に設けて対応する場合(中国等)がある。本来、商標制度では、産地等のみを表す商標は、識別性の観点等から登録できないのが原則とされている。これに対し、出所、品質等を証明するため使用される商標(証明商標)や団体又は団体構成員の商品等を識別するため使用される商標(団体商標)の場合は、産地を表すものであっても登録と可能とする特例を設けたり、あるいは、地理的表示に関する特別規定を置いて登録を可能とすることによって、地理的表示の保護を図るものである。ただし、地理的表示に関する定義を置く場合を別にして、証明商標等の一類型として地理的表示に係る商標も登録が可能となるに過ぎず、一定の品質等の特性と地域との結びつきが登録の要件とされているわけではないので、地理的表示そのものを保護する仕組みではないとも言える。我が国の地域団体商標制度も、このような文脈でとらえられる。なお、商標制度を活用する場合、品質等の確保や偽物に対する対応は、基本的に権利者である商標権者が行うこととなる。

独自の保護制度 (EU の仕組み) と地域団体商標の大きな違いは、ア. 地理的表示の場合、明細書に生産基準、品質基準等が定められるのに対し、地域団体商標は基準を定めることは必須でないこと、イ. 地理的表示の場合、基準への適合性を担保するため、第3者機関等によりチェックが行われ、その遵守等について行政も積極的に関与していくこと、があげられる。このように、地理的表示は、商品の品質を保証するという点を重視した仕組みとなっている。また、ウ地理的表示の場合、基準に適合する商品については誰でも表示を使用できるのに対し、地域団体商標の場合、権利者たる組合及びその構成員のみが商標を使用できる点も大きな差異である。

証明商標の場合、証明する内容(使用規則)が定められ、商標を管理する者(＝商標権

者)が使用許可を通じて内容を管理することとされているため、製造方法や品質の証明を行うことができる。また、商標権者は証明を拒めないこととされているので、証明内容に該当する者は、その商標を使用できることとなる。このような点で、証明する内容を地理的表示の内容とすれば、証明商標制度は EU 型の地理的表示制度と類似する機能を果たすこととなる。

しかしながら、証明商標の登録に当たっても、商品の品質等の特性が原産地と結びついているかという地理的表示の要件(品質等の他との差異、地域の適正性、結びつきの内容等)が厳密に審査されるわけではなく、証明する内容は商標権者に基本的に任されている。この品質保証機能の差が、EU 型の地理的表示保護制度との違いとなる。すなわち、地理的表示保護制度の場合、産品の他と異なる品質等(社会的評価を元に保護する場合であっても、その評判の元になっている産品の特性)があり、その内容の適正性を確認した上で、これを公的な関与の下で保証する仕組みである。一方、証明商標制度による場合は、地理的表示を対象にすることもできるが、審査に当たってその内容の適切性まで踏み込むことは行われず、また内容の保証は商標権者に委ねられている。このような差は、偽物等違反に対する対応にも差となって現れており、商標においては基本的に権利者が対応するのに対し、地理的表示の場合は行政が積極的に関与している。

なお、商標の場合、その品質等の内容を周知するのも権利者であり、ブランド力向上のためには権利者の多大な努力が必要とされる。一方、地理的表示は、品質等一定の特性を公示するとともに、第3者機関の検査等を通じ外部にも納得できる形で品質等を保証する仕組みであり、制度自体に消費者の信頼性を向上させる仕組みが備わっていると言える。さらには、PDO/PGI といった共通マークの設定や、行政の積極的 PR により、GI 全体に対する認知度が高められている。このため、生産者のブランド力向上にかける努力は比較的小さくても足りるものと考えられる。

EU の地理的表示制度、地域団体商標制度、証明商標制度(米国)の比較は、第 23 表のとおりである。

第 23 表 EU の地理的表示制度、地域団体商標制度、証明商標制度(米国)の比較

	EUの保護制度	地域団体商標	証明商標
対象	商品の品質等の特性が、原産地と結びついている場合に、原産地を特定することとなる表示	地域の名称+商品の名称等からなる商標で、組合又はその構成員の業務に係る商品等を表示するものとして広く認識されたもの	権利者以外に使用される商標で、商品等の出所、材料、製造方法、品質等を証明するもの
保護要件(一部)	産品の特徴と原産地(自然的、人的要因を備えた環境)との結びつきを重視し、これを実質的に審査	産品と地域名の密接関連性(ただし原産地であれば足りる)、商標としての需用者の広い認識	申請者が証明を的確に行える能力を有すること
保護内容	登録産品(明細書を満たすもの)以外のものに対する名称使用の禁止。真正な産地を表示する場合、翻訳された場合、「style」「type」等の表現を伴う場合も禁止。その産物を喚起させる場合等も禁止。	指定商品及び及びこれと類似する商品への登録商標及びこれと類似する商標の使用が権利侵害	同左
権利者	特定の個人、団体を権利者とするものではない	構成員たる資格を有する者の加入を拒めない組合	商標を管理する能力のある者
名称を使用できる者	明細書の基準を満たすものについては、誰でも使用可	権利者たる組合及びその構成員	権利者から証明を受けた者(権利者は証明を拒めない)
基準の設定	明細書に生産地、生産基準、品質基準等を定め、行政が公示	保護の必須要件ではない(組合は基準を定めうる。)	使用規則を定めることが必要
基準との適合性の確保	明細書への適合について行政又は独立した第3者機関がチェック	組合の内部的コントロール	商標の使用許可を通じて管理
違反(偽装品)に対する対応	基準を満たさないものについて行政による取締り(真正な生産者による差し止め等も可能)	原則権利者が対応	原則権利者が対応
存続期間	無期限(保護要件を満たす限り永続)	10年、更新可能	期限あり、更新可能
その他	登録名称は一般名称となることはない		

資料：筆者作成

(2) 農産物、食品の特徴を踏まえた制度設計

農林水産物、食品の特徴として、①特に我が国では、小規模で多数の生産者により生産が行われていること、②品質面でのばらつきが大きく、また、外観から品質や生産工程がわかりにくいこと、③その産品の名声は特定の者により形成されたものではなく、多数の無名のものにより歴史的に形成されたものが多いこと、等があげられる。また、農産物等のブランド化に当たっては、その背景、物語性の重要性が指摘される⁽⁸⁴⁾。

企業のブランドのように、産品が一の者により生産されている場合は、一定の品質を確保しない場合、売上げの減少等によりその効果が自らに帰せられるため、その生産者自らによる品質確保が期待しうる。一方、多数の者により生産が行われている場合、他者の努

力にただ乗りし、粗悪な物を販売する者の発生するおそれがあり、この場合、産品全体の評価の低下を招くこととなる。このため、小規模で多数の生産者から生産される農林水産物等にあつては、一定の品質等の基準の設定とその確保の仕組みが重要となる。また、これは、上記②の特徴からも必要である。従つて、EU 制度で設けられているとおり、基準の設定と登録時の審査、及び地理的表示を付された産品が基準に適合することを確保する仕組みが重要と考えられる。特に、地理的表示産品の場合、品質のみならず生産プロセスに特徴があるものも多く、このプロセスが適切に行われることを確保する仕組みは不可欠と考えられる。

この品質保証の仕組みを整えることによって、品質が保証され、適切な情報が提供され、消費者の信頼・評価が高まることにより、価格が上昇し、生産者の利益につながることであり、生産者、消費者双方の利益に資することとなる。具体的には、①生産基準、品質基準、地域とのつながり等を定めた明細書を策定し、その明示をすること、及び②基準遵守を保証する仕組み（第三者機関による検査等）を構築することが必要と考えられる。

また、この明細書を定めることは、その産物のこだわり（品質、地域、歴史等に対するこだわり）を、制度に位置づけられた形で明示できることとなり、産品に物語性を与えることとなることから、ブランド確立の手助けとなることも期待される。

さらに、上記③の特徴を踏まえ、また、制度構築の利益を一主体の利益のみでなく、全体の利益（地域農業生産全体への利益、消費者の利益）につなげていくためには、基準を守る者については広く名称使用を認めることが必要と考えられる⁽⁸⁵⁾

保護の実効性確保の面では、小規模の生産者が多いことから、権利者に委ねることでは十分実効性が図られないおそれが強く、監視、取締り等について行政が積極的な役割を果たすことが期待される。この点でも、実効性担保が権利者に基本的に委ねられる商標制度よりも、行政の役割の大きい特別の保護制度の方が適合的と考えられる。

また、一つ一つの産品についてはそれほど知名度の高くないものも含まれることから、地理的表示産品全体としての知名度、信頼度を上げるための、共通のマーク・シンボルといったものも効果的と考えられる。

以上のことから、農林水産物、食品の地理的表示保護のためには、EU 類似の特別の保護制度を構築すべきと考えられる。

注 84 4（１）４）（ii）アの地域団体商標を地理的表示保護に活用する場合の問題点を参照

85 4（１）４）（ii）ウの地域団体商標を地理的表示保護に活用する場合の問題点を参照